

総合体育館専用利用申請手続き

総合体育館専用利用について

この利用手続きは、総合体育館内にある施設を貸切で行う際の専用利用申請手続きとなります。バドミントンなどの1面単位での利用は、一般開放での利用となります。システム登録されていても、利用内容などを確認させて頂いてから、貸出の判断をさせて頂きますのでご了承ください。

総合体育館利用申込

施設予約システム又は、窓口のみでの申込となります。大会開催などの年間予約は、窓口までご相談ください。

受付時間・期間及び申請件数

	受付時間	利用申請受付期間	申請件数
施設予約システム	午前9時から24時まで	利用する日の6か月前同日から利用日の前月20日まで	1か月
窓口	総合体育館開館時間から閉館1時間前まで		最大20区分

施設予約システム利用者登録

施設予約システムの利用登録基準は、次の通りとなります。

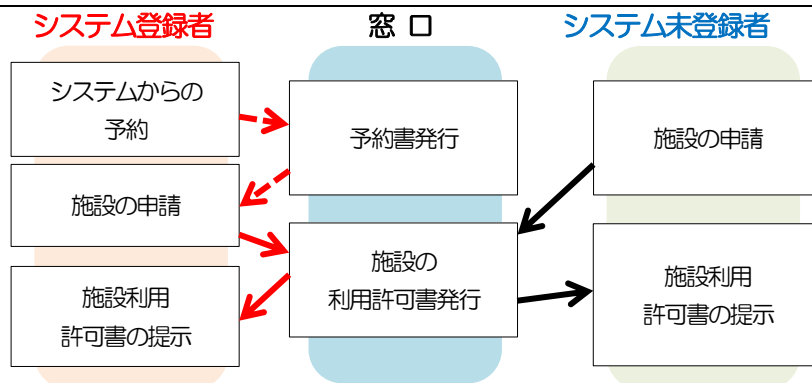
～施設予約システム登録基準～

- ・5名以上の団体であること。
- ・団体の構成員の半数以上が市内居住であること。
- ・社会教育活動やスポーツ活動、地域コミュニティ活動等を主な目的としていること。
- ・20才以上の代表者及び責任者がいること。
- ・システムの利用規約に同意すること。
- ・施設予約システムからの連絡先に使用できるメールアドレスがあること。

なお、次のような事があった場合は、施設予約システムの利用をお断りさせていただきます。

- ・会場を押さえるために、団体登録を複数行った場合
- ・登録内容に偽りのある場合
- ・登録のために、複数の団体に同一個人の名を使用したり、団体に存在しない人の名を登録した場合
- ・その他、利用規約、登録基準に反する事があった場合等

施設利用までの流れ



---> インターネット環境 -> 窓口対応

※ システムからの仮予約後、30日以内に本申請がない場合は、予約が取り消しとなります。

※ 月間予定表を作成するため、前月の20日までに本申請が完了するよう、ご協力ください。

申請後の施設利用取り消しについて

申請後の利用取り消しは、窓口で行ってください。

なお、自己都合での利用取り消しについては、**体育施設条例、規則に基づいての対応となり、利用日前3か月を過ぎるとキャンセル料が発生します。**

申請内容に虚偽があった利用団体については、今後利用をお断りさせて頂く場合がありますのでご了承ください。

申請単位について

総合体育館は、部屋毎、区分単位となります。

なお、同区分内に2団体以上の受付はできません。

区分	午前の部	午後の部	夜間の部
時間	9:00~12:00	13:00~17:00	18:00~21:00

日曜・祝日は、夜間の部はありません。また、区分をまたいでの申請も受付できますが、料金は区分ごとの料金を徴収させていただきます。

※ 区分を超えて申請をする場合は、事務局にお問い合わせください。

利用料金

利用条件毎に料金が異なります。詳細は、事務局にてご確認ください。

施設・設備利用料金の支払について

施設・設備の利用料は、前納制で窓口での現金支払いとなります。施設を利用される前に必ずお支払いください。

なお、支払いが遅れる、振込等をご希望の方は、事務局までご相談ください。

その他利用申込についての注意事項

- 施設予約システムを介しての仮予約が優先となるため、窓口にお越しになってもご希望の日を予約できない場合があります。
- 申請受付後の自己都合による利用内容の変更は一切受け付けません。

利用上の注意事項

- 利用時間を守り、利用前後に事務局に申し出てください。また、準備、後片付け（着替え、シャワーの使用）、清掃は、許可された時間内に行ってください。
- 酒気帯び、入れ墨（タトゥー）などを行っている方、他の利用者等に迷惑をかける行為があった場合は、施設の利用を中止していただきます。
- 体育館内外の安全確保と秩序保持のため必要な整理員を配置してください。（駐車場含む）
- 一般利用者もいらっしゃいますので、第2・第3駐車場からご使用ください。
- 土足（外靴）での入館は禁止です。シューズは、フローア用（靴底があめ色）をご用意ください。
- 建物及び付帯設備などを破損・汚損または滅失したときは、専用利用者によるその損害を弁償していただきます。
- 貴重品などの管理については、十分に注意してください。また、搬入した物品などの保管は利用者の責任において管理してください。

問い合わせ

多賀城市民スポーツクラブ事務局（体育館）

022-365-1918/1911